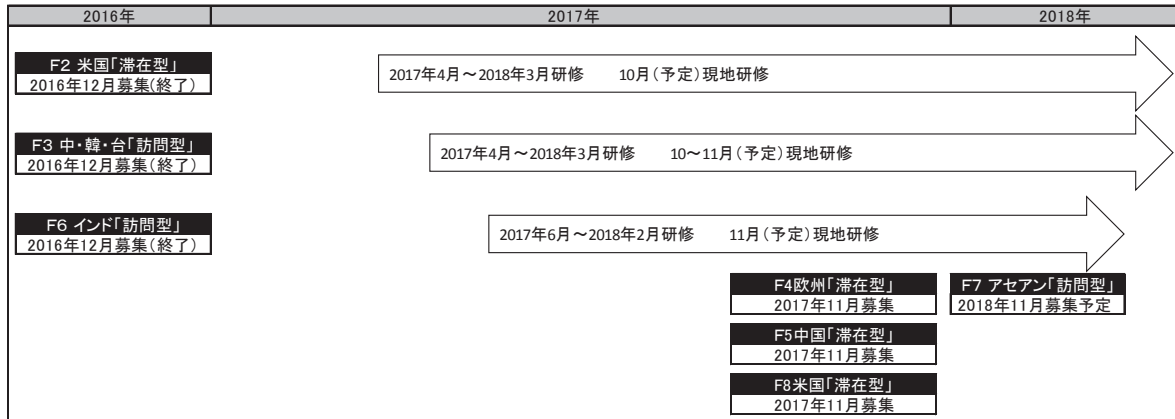


F 海外現地研修コース群（2～4年毎に開催）

海外コースは原則、当年度に募集し、翌年度に開催となります。

近年の多様なニーズに対応するため、新コースを複数立ち上げ及び開催頻度の見直しを行いました。今後は各コース2～4年のサイクルで開催を予定しております。



F 4 欧州特許制度、法規、判例および 模擬異議申立審理の研修

2017年11月募集予定

F 4
とは？

本コースは、欧州の知的財産制度及びその関連法を正しく理解し、欧州の知的財産権の問題に対し迅速かつ的確に対応できる能力を有する人材を育成することを目的としたものです。現地研修(ロンドン・ミュンヘン)では、欧州の弁護士等の専門家による講義、研修生による模擬異議申立審理を約2週間に渡り行います。模擬異議申立審理は権利行使関連業務ご担当だけでなく権利取得関連業務ご担当の受講生からも、高い評価を得ています。また、受講者の関心課題に基づきグループ毎にテーマを選択し、自主的な学習を行い、その成果を報告書にまとめることで更に理解を深めます。

研修期間:2018年4月～2019年3月

現地研修:2018年9月又は10月予定

場所:ロンドン・ミュンヘン

研修費用:60万円(予定)

※別途航空運賃、宿泊費が発生します。



F 4
受講者の声

現地研修も実務に身近なテーマのため、興味深く拝聴できた。具体例が豊富で理解しやすかった。非常に気を遣った、ゆっくりとわかりやすい話し方だった。英語が丁寧で説明もわかりやすい。

F 5 中国知的財産制度および法規の研修

2017年11月募集予定

F5
とは？

本コースは、中国において知財案件に対処する時に実務面で役立つ研修と位置付けております。そのために、中国の知財有識者や、実際に現地でご活躍の駐在員から現地の知財状況を入手することにより、企業の中国における知財活動を疑似体験し、会員企業の知財部員として、中国関係の知財実務を行う能力を養うことを目標としております。研修は、北京、上海、広州にて、約2週間に渡り行います。

研修期間:2018年4月～2019年3月
場所:北京、広州、上海

現地研修:2018年10月～11月予定
研修費用:50万円(予定)

※別途航空運賃、宿泊費が発生します。



F5
受講者の声

現地の知財関係機関、代理人、日本法人の駐在員等、多方面の方々からタイムリーな情報を得られ、中国の最新知財情勢、中国の社会状況を感じることができた。現地代理人との人脈形成もでき、情報交換を続けている。

2018
リニューアル

F 8 米国研修

「IPR ブートキャンプと米国流知財マネジメント入門」

2017年11月募集予定

F8
とは？

IPR(実務)とマネジメント入門を学べる本コースが、元 USPTO 長官カポス氏(元 IBM 知財部門長)を講師にむかえる予定でリニューアル中です。

本コースは、最新の米国知的財産事情に関連するテーマとして、特許付与後手続きのうち最も利用頻度が多く注目度の高いIPR(Inter Partes Review)と、米国企業知財部門出身の弁護士によるマネジメント戦略(デューデリ、模擬交渉実習あり)とに焦点をあてた現地滞在型研修です。

本研修は、基本的な米国特許法の知識及び実務経験を備えた知的財産部門スタッフを対象としたものであり、米国ワシントンDCで(マンハッタンでの開催も検討中)米国一流の知的財産専門家による指導を約2週間に亘って受けることで、高度な知的財産問題に正しく対応できる能力を育成することを主眼としています。予習のための事前研修もありますので、安心してご参加頂けます。

研修期間:2018年7月～2019年2月
場所:ワシントンDC、マンハッタン地区

現地研修:2018年10月又は11月予定
研修費用:50万円前後を予定

※別途航空運賃、宿泊費が発生します。



F8
受講者の声

模擬IPR体験実習では、手続きのスピードを体感できた。
知財戦略についても実習を通じ、弁護士からダイレクトで学べたことも有意義であった。また、一緒に研修を行なったメンバーとも交流でき、とても良い経験、財産になった。

◆ 2018年度以降に募集予定コース (2017年度の募集はありません)

F 2 米国特許制度、法規および模擬裁判の研修

2018年11月募集予定

F 2
とは？

本コースは、米国の知的財産制度及びその関連法を正しく理解し、米国の知的財産権の問題に対し迅速かつ的確に対応できる能力を有する人材を育成することを目的としたものです。

現地(ワシントンD.C.)研修では、現地でしか接することができない一流の訴訟弁護士を含む弁護士による講義、研修生による模擬裁判を約3週間に渡り行います。模擬裁判では、敢えて質の良くない明細書を使用し、明細書の良否による権利行使への影響を体験することで、権利行使関連業務ご担当だけでなく権利取得関連業務ご担当の受講生からも高い評価を得ています。また、受講者の関心課題に基づきグループ毎にテーマを選択し、自主的な学習を行い、その成果を報告書にまとめることで更に理解を深めます。

研修期間:2019年4月～2020年3月 現地研修:2019年10月～11月(3週間強)予定
場 所:ワシントンD.C.周辺 募集定員:40名



F 2
受講者の声

知財部門所属の人間が3週間もの長期にわたり一緒に過ごす中で、他の受講生の話聞いて、自分の業務を振り返るよい機会となった。

日本での英語の事前研修で訓練を積んだので、スムーズに現地研修に参加することができた。模擬裁判は、実際の裁判のような臨場感と緊張感のもと、流れを汲み取り、理解することができた。

F 3 アジア(中・韓・台)の知的財産事情の研修

2019年11月募集予定

F 3
とは?

本コースは、アジアの知的財産制度に関心のある方又は実務を行っている方を対象に、中国、韓国、台湾の主要都市の知的財産機関等を約2週間かけて訪問し、知的財産の情報、国情・文化に直接触れること等を通じてアジアにおける知的財産実務の円滑化を図ることを目的としています。

また、他の海外コースと大きく異なる点として、本コースは自主企画訪問型研修で、予め研修参加者を主担当の国・地域にグループ分けし、研修生自らが業務での課題などをベースにグループ毎に学習テーマを設定し、そのテーマについて学習した上で、自ら訪問先を選定し、現地検分を行うことにより見識を深めることに主眼をおいております。

研修期間:2020年4月～2021年3月

現地研修:2020年10～11月予定

場所:中国・韓国・台湾

募集定員:20名



F 3
受講者の声

中・韓・台および日本の知財制度を並べて比較することができ、共通点、相違点が明確にできました。個人ではお話をさせて頂く事が困難と思われる職位の方々とも、JIPAの看板を背景とすることで議論の機会を得て、良い経験となりました。

F 6 インドの知的財産事情の研修

2018年11月募集予定

F 6
とは?

本コースは、ニューデリーを訪れ、約1週間、現地の事情、文化、知的財産情報に直接触れること等を通じて、インドに於ける知財情報の収集・整理及び企業における知財実務・マネジメントの一翼を担うことを目的とする訪問型の研修となり、現地研修の前後に事前研修及び事後研修を加えた3部構成です。

事前研修では、インド情報に精通した講師による知的財産制度・実務等の講義の他、インドの諸情勢についても紹介し、また、グループ毎に関心の高いテーマを設定する自主的な学習も予定しております。現地研修では、各関係機関の訪問を通じて、個々の企業単位では経験し難い、現地官公庁の管理者や担当者、及び特許事務所の弁護士や弁理士と現地での情報交流等により、

自主的な学習をさらに深めることが可能です。事後研修では、研修過程で習得した知識や情報を元に学習成果としてまとめ、インドの知的財産事情についての理解・定着を深めていただきます。

研修期間:2019年6月～2020年2月

現地研修:2019年11月予定

場所:ニューデリー

募集定員:15名



F 6
受講者の声

本には書いていない事項を直に学ぶことが出来た。インドで生活し、働く方の生の声を聞き、インドの国情やビジネス状況が、インド知財に対して大きな影響を及ぼしている事を学べたことは今後の業務に役立つと思う。

F 7 アセアンの知的財産事情の研修

2015
新設

2018 年秋募集予定

F 7
とは？

本コースは、アセアン諸国(インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ等)*を訪れ、約2週間、現地の事情、文化、知的財産情報に直接触れること等を通じて、アセアン諸国に於ける知財情報の収集・整理及び企業における知財実務・マネジメントの一翼を担うことを目的に新設されました。研修は訪問型研修で、現地研修の前後に国内での事前研修及び事後研修を加えた3部構成となり、約半年の期間をかけて行われます。

事前研修は、現地代理人含めアセアン情報に精通した講師による知的財産制度・実務等の講義の他、各国の諸情勢についても紹介していただきます。グループ毎に関心の高いテーマを設定し、自主的な学習を行っていただくことも予定しております。

現地研修は、各関係機関の訪問を通じて、個々の企業単位では経験し難い、現地官公庁の管理者や担当者、特許事務所の弁護士や弁理士と現地での情報交流等が可能な点に特徴を有しています。

事後研修は、これまでの研修過程で習得した知識や情報をもとに学習成果のまとめを行い、アセアンの知的財産事情についての理解・定着を深めていただきます。

*その時々トレンドやニーズ、各国の情勢を加味し、訪問国が変更になる場合があります。

研 修 期 間:2019 年 7 月～2020 年 2 月

現 地 研 修:2019 年 10 月又は 11 月 予 定

場 所:ASEAN4ヶ国程度



F 7
受講者の声

実際に各国官公庁、特許事務所を訪問し、同じことを色んな人に別の角度から質問することで、見かけとその実情のギャップを肌で学び取ることができた。アセアン諸国への外国出願について自信を持って意見が言えるようになった。

◆F 海外現地コースについての注意点◆

研修ご参加にあたっては下記の点ご留意の上、具体的事項については各コースの運営に従って頂くようお願い致します。

- (1) 日本知的財産協会は、会員主導の組織であり、海外研修開催にあたっては研修の機会提供のみを行います。従って不測事態発生時には補償や責任を負うことができません。研修参加に際しては、旅行会社推奨又は各会員会社指定の海外傷害保険に加入して頂きます。
- (2) 研修への参加は所属会社の業務出張としてご参加頂きます。従って各人が会社と密に連絡を取り、会社の指示に従って必要な行動を取ることを原則とします。また、受講者の体調不良他、不測事態発生時の行動については、各会員会社の指示に従って頂きます。その際当協会は可能な限りの情報提供を行います。